

第1章 環境白書の基本的な考え方

平成 19 年（2007 年）2 月に公表された、国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第 4 次評価報告第 1 次作業部会報告では、地球温暖化が喫緊の問題であることが提起されました。

環境に対する話題の取り上げ方も、地球温暖化をはじめとする環境に関する報道やテレビなどの放映が非常に増え、映画「不都合な真実」など、幅広い層の興味・関心を得る形へと変化してきています。国は「クール・ビス」や「ウォーム・ビス」、「チーム・マイナス 6%」、また、東京都全体の取組みとして都市部のヒートアイランド現象の緩和に向けた「打ち水大作戦」や省エネルギーのための「キャンドル・ナイト」といった社会的運動が始まるなど、各所で環境活動が行われるようになりました。

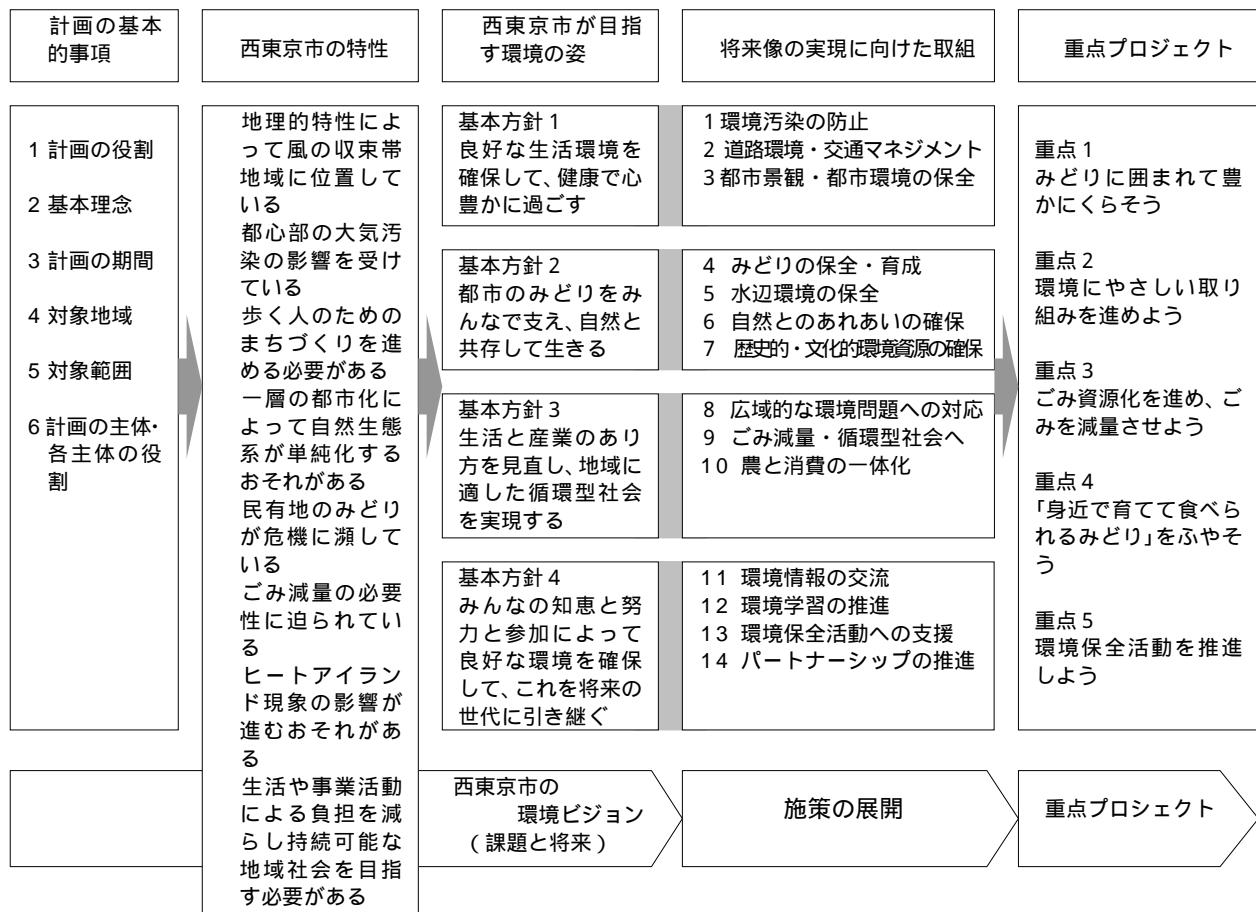
市民が健康で心豊かに生活できる環境を守り将来の世代に引き継ぐ社会、持続可能な社会の実現を目指して、市民と行政が協働で、今後、どのように取組んでいくかを考えていかなければなりません。

1 西東京市環境白書の目的と位置づけ

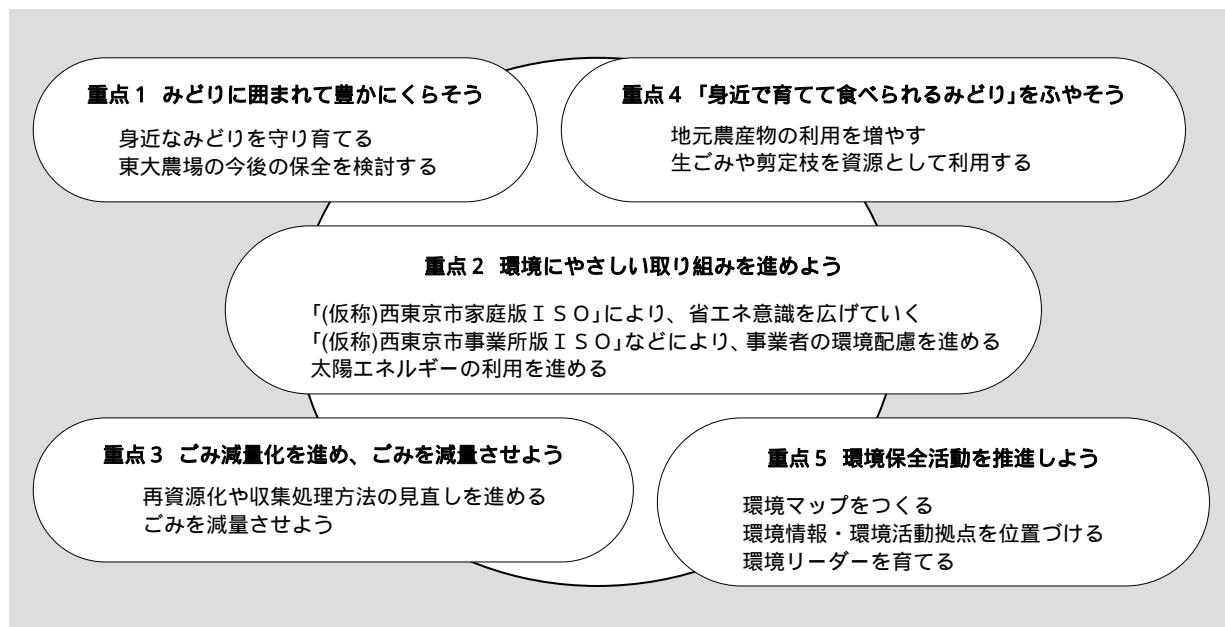
西東京市は、平成 14 年（2002 年）3 月、環境保全の基本的な考え方として市・事業者・市民、それぞれの役割などを示した「西東京市環境基本条例」を制定しました。この条例の第 9 条と第 18 条に基づいて、平成 16 年（2004 年）3 月には「西東京市環境基本計画」を策定し、環境の保全等に関する施策を総合的・計画的に推進していくための基本的な方向性を定めました。

西東京市環境基本計画の体系、重点プロジェクトの取組みについては以下のとあります。

- 西東京市環境基本計画の体系図 -



- 重点プロジェクトでの取組み -



また、西東京市環境基本条例の第16条に定める年次報告書がこの白書にあたるもので、環境の状況や環境保全に関する施策についての報告を行います。この白書を読んだみなさんから意見を聞くことによって、より良い環境を作っていくための「きっかけ」がこの白書であればと考えています。

さらに、西東京市環境白書の役割としては、次の3つがあります。

- 西東京市の環境の現状や市が実施している施策などを広く周知する
- 西東京市環境基本計画の進捗状況を点検・評価する
- 西東京市環境基本計画の中の重点プロジェクト推進のための方向付けを行う

2 点検・評価に当たっての留意点

西東京市環境基本計画の最終年度である平成25年度（2013年）までに、着実に計画を推進し、目標の達成を図っていく必要があります。着実に目標達成に近づく項目もありますが、このままでは目標の達成が非常に難しい項目もあり、目標達成のためには市民、事業者、市などのあらゆる主体の協働が不可欠となっています。

したがって、今後の取組みの推進を含めて、次の3つの点に留意して、現状の把握と点検・評価を行っていきます。

留意点1 問題点や原因・要因を明らかにして、目標達成の道筋を描いていく

目標達成に向けての問題点や原因・要因を明らかにするとともに、施策や目標自体の妥当性などを検証し、目標達成のためのより効果的な施策の展開方向を検討していく。

留意点2 各主体の気づきや行動につなげていく

市民や事業者などの参加・協力が不可欠な項目については、一人ひとりのかかわりや行動が分かるように表現を工夫し、行動につながるような内容にしていく。

留意点3 環境白書の周知を図っていく

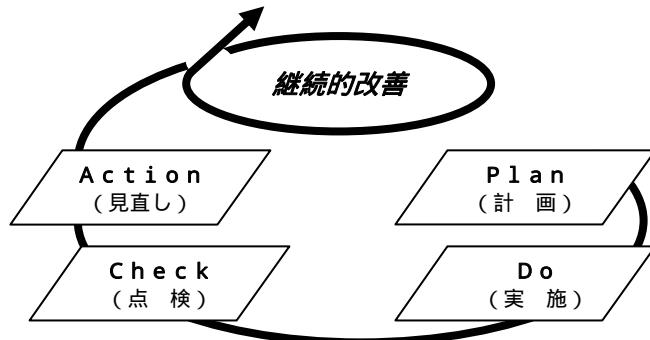
市の各部署はもちろんのこと、市民や事業者など、関係するすべての人たちに西東京市環境基本計画と重点プロジェクトの進捗状況の周知を図っていくために、環境白書を活用して周知を図っていく。

3 P D C Aサイクルの推進

先にも述べたように、環境白書は、良好な環境を目指していくために、市の環境についての施策の取組み状況を示す報告書と位置づけています。

具体的には、西東京市環境基本計画での進行管理サイクル(P D C A)の中で、
C = C h e c k (点検・評価) の役割を果たすことになっています。

また、環境の現状や施策の実施状況について、市民や事業者との情報交換の手段となり、市民・事業者の声を環境施策に反映していくためのツール(道具)となることを想定しています。



4 市民意見の重要性

市の環境に対する現状や施策などについて、市民のみなさんからのご意見が重要となってきます。みなさんのご意見は、環境白書と合わせて環境審議会に報告されます。その結果、環境審議会で必要な提言が市長になされた場合は、市長は趣旨を尊重して、必要な取組みをするよう努めなければなりません。

このことから、みなさんのご意見が、西東京市の環境を良好にしていく「きっかけ」になりますので、さまざまなご意見をいただけるよう、ご協力をお願いいたします。

【ご意見のご提出は市役所環境保全課まで】

郵送・窓口の場合は	〒202-8555 西東京市中町1-5-1 保谷庁舎1階 環境保全課まで
ファックスの場合は	042-438-6282(直通)まで
電子メールの場合は	kankyou@city.nishitokyo.lg.jp (環境保全課直通アドレス)まで

ご意見の募集などについては、毎年、市報等で行っておりますが、上記の提出先でも隨時、お受けしています。なお、ご意見の提出の際は、匿名のものは受け付けられませんのでご了承ください。